

発行／三原市人権推進課  
編集／三原市大和人権文化センター  
住所／三原市大和町下徳良107番地1  
電話／0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

5月のそば打ち教室・オカリナ教室・生花教室は、コロナ感染拡大防止のため延期しました。

## 6月の主催講座 お知らせ！



### オカリナ教室

日時 6月10日(木)  
13:30~15:30  
定員 あと3名募集します。  
講師 岡谷 豊子さん  
※教材費等は個人負担

### そば打ち教室

日時：6月12日(土)  
10:00~12:00  
定員 締め切りました。  
講師：山口 郁恵さん  
材料代：1回につき1,500円

### 生花教室

日時：6月16日(水)  
13:30~15:30  
定員 あと3名募集します。  
講師：西川 千代美さん  
材料代：2,000円程度

## 新型コロナウイルス禍で見つけたほっとな エピソード♡

クラスター（感染者集団）が発生した教育機関に対して、地元の自治会が「偏見や差別でなく、やさしさが広がるように！」とポスターを作成し呼びかけました。また、自粛生活を送る学生に食事の提供を行いました。「クラスター発生当初から電話で厳しい批判もあったが、市や周辺住民が温かく細やかに対応してくれた。多くの支援が大変心強かった。」と学校関係者は感謝の言葉を述べられました。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中、常に感染リスクを伴いながら作業を続けるごみ収集作業員に向けて「危険がある中、回収していただき感謝します。」「安全をお祈りします」等のメッセージがごみ袋に貼り付けられていました。それを見た作業員は「地域のみなさんの気遣いがありたく、心温まる思いになりました。」と話しておられました。

保育士さんが感染したので、その保育園はしばらくの間休園となりました。

再開後しばらくして、職員が保育園に出勤すると「がんばれ〇〇保育園」と書かれた手作りの旗が入口に飾られていました。誰かが保育園を応援するために作ってくれたもので、園長先生はうれしい気持ちでいっぱいになり、涙が流れました。

また、保育園での出来事を知った隣の小学校でも、子どもたちが「いっしょにがんばろう」のメッセージを校舎の窓に掲げました。

コロナ禍を生きるためには、心にゆとりをもち、すべての人が自分の感情に責任を持てれば怒りの感情と上手につき合うことができますと思います。

※ やってもらって当たり前前の気持ちが、感謝の気持ちに変われば幸いです。

### 大和地域センター心配ごと相談のお知らせ

日時 6月18日(金) 9:00~12:00  
場所 大和人権文化センター 会議室  
相談内容 暮らしの相談・土地・家屋登記相談  
相談員2名で対応します。次回は、7月16日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
大和人権文化センター(0847-33-1308)

### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽に相談してください。

- とき 土・日・祝日は除く  
10:00~16:00
- ところ 三原市大和人権文化センター
- 電話 0847-33-1308

# 広島県人権啓発推進プラン（第5次）が策定されました。

## 1 策定の趣旨

本県では、平成14年11月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定し、3回の改定（平成18年3月・平成23年1月・平成28年3月）を重ねながら、県民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け、様々な人権啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として差別紙片のばらまきや児童虐待などの人権侵害事案が発生するなど、人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴って医療従事者等に対する誤解や偏見・差別、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害などの新たな課題についても、対応していくことが必要となりました。

このような状況を踏まえ、今後5年間の取組みをまとめた「広島県人権啓発推進プラン（第5次）」を策定するものです。

## 2 プランの計画期間

令和3年（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間



### 目指す姿と基本的な考え方

#### 1 目指す姿（5年後の人権啓発の姿）

○ 個々人の性別、年齢、障がいの有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発が行われるとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組みが行われています。

○ 県民が多様性に関する正しい知識を得る機会や、課題に合わせた体験学習など日常生活の中に反映されるような実践的な講座に参加できる機会が増えています。

##### モニタリング（監視）指標

「広島は、お互いの人権を尊重し合うことができる」と感じる人の割合 【県民意識調査】

○ 県民の人権に関する意識の動向を把握するための「モニタリング指標」において、その数値の動きを注視していくこととします。

また、課題ごとに「関連指数」を設定し、動向をモニタリングします。

○ 「モニタリング指標」と「関連指標」については、その動向を毎年度検証・分析し、結果を施策に反映させていきます。

#### 2 基本的な考え方

##### （1）人権に関する基本的な知識の習得

内閣府の世論調査（平成29年度）によると、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを「知っている」と答えた人の割合は81.4%となっており、前回（平成24年度）の調査結果82.8%と連続して8割以上を占めたものの、いまだに「知らない」と答えた人も一定数存在しています。

このため、憲法をはじめとした人権に関わる国内法令や国際条約の周知など、人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発に引き続き取り組みます。

##### （2）個性を尊重する意識の醸成（教育）

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮、社会における横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面があります。

また、性的指向・性自認に関してなどでは、社会関心が高まる一方で無知に誤った知識が新たな差別を引き起こしています。

このため、**正しい知識の普及を行い、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発**を推進します。

##### （3）実際の行動への反映

いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、人権が侵害される状況が依然として存在しています。

また、個人の自由な意思や選択の結果でなく、その多くが様々な悩みが原因で追い込まれた末、尊い生命が自殺により失われています。

このため、**日常生活において、人権への配慮が自然に態度や行動に現れてくるよう、生命の尊さ、大切さや、他人との共生・共感の大切さといった人権尊重の理念**を普及します。